

## 議案第32号 三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 【改正趣旨】

保険料率の見直しに伴い必要な改正を行うもの。

### 【根拠法令】

介護保険法第129条、第146条 介護保険法施行令第39条  
 介護保険法施行規則第143条、第143条の2、第143条の3

### 【改正内容】

保険料率の改定【第7条関係・第9条第3項関係】

令和6年度から令和8年度までの保険料率について、介護保険法施行令第39条の改正に伴い、下記のとおり所得段階を11段階から14段階に変更し保険料率等を改正する。

#### ① 保険料率の見直し

改正前		改正後	
第1段階	33,720	第1段階	28,800
第2段階	42,150	第2段階	43,360
第3段階	50,580	第3段階	43,680
第4段階	60,700	第4段階	56,970
第5段階	67,450	第5段階	63,310
第6段階	80,940	第6段階	75,970
第7段階	87,680	第7段階	82,300
第8段階	101,170	第8段階	94,960
第9段階	114,660	第9段階	107,620
第10段階	128,150	第10段階	120,280
第11段階	141,640	第11段階	132,950
		第12段階	139,280
		第13段階	145,610
		第14段階	151,940

#### ② 基準所得金額の見直し

第9段階	合計所得金額が320万円以上400万円未満	第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満
第10段階	合計所得金額が400万円以上600万円未満	第10段階	合計所得金額が420万円以上600万円未満
第11段階	合計所得金額が600万円以上	第11段階	合計所得金額が600万円以上800万円未満
		第12段階	合計所得金額が800万円以上1000万円未満
		第13段階	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満
		第14段階	合計所得金額が1,500万円以上

③介護保険法施行令第 39 条に規定する減額賦課に係る保険料率が改正されることに伴い下記のとおり保険料率を改正する。

	改正前	改正後
第 1 段階	0.3	0.285
第 2 段階	0.5	0.485
第 3 段階	0.7	0.685



	減額賦課にかかる 保険料乗率	年額保険料 (軽減前)	年額保険料 (軽減後)	軽減額
第1段階	0.285	28,800	18,040	10,760
第2段階	0.485	43,360	30,700	12,660
第3段階	0.685	43,680	43,360	320

**【施行期日】**

令和 6 年 4 月 1 日

**【予算措置】**

令和 6 年度介護保険事業特別会計歳入予算(款)保険料 (項)介護保険料として計上